

第4節 降格およびその他の処置

第33条 加入団体あるいは会員が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、第34条に掲げる処置を講ずる対象となる。

- ① 本規約に違反する行動をなした場合。
- ② 常任・部長会の決定に従わなかった場合。
- ③ 総務委員会の決定に従わなかった場合。
- ④ 総務委員会、各部常任委員会あるいは大学に対する書類提出等の義務を怠った場合。

第34条 加入団体あるいは会員が第33条に掲げた行為をなした場合は、次期予算を大幅に減額する処置を講ずる。

第35条 加入団体がやむを得ず活動できなくなった場合、休部の手続きをとり、部は同好会へ降格となり、配当された部会室は直ちに返却しなければならない。

第36条 休部手続き後、1年を経ても活動を再開しない団体は廃部となる。

第7章 改 正

第37条 本内規の改正は各部常任委員会が提案し、総務委員会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年12月1日から施行する。

学習院女子大学の学内宿泊に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「女子大学」という。）の学生が合宿等のために学内に宿泊する場合の許可基準を定める。

(宿泊が認められる活動)

第2条 学内に宿泊すること（以下「学内合宿」という。）が認められる活動は、次のとおりとする。

- 一 女子大学演習、女子大学の輔仁会運動部・文化部等の団体活動における合宿
- 二 その他女子大学が認めた場合

2 前項の活動であっても、学外者の宿泊は原則として認めない。

(申込手続)

第3条 学内合宿する場合は、所定の「学内合宿許可願」に名簿を添付の上、合宿開始日の10日前若しくは夏季休業開始日の10日前までに学生部へ提出する。

(学内合宿の条件)

第4条 学内合宿が認められる時期は、夏季休業および学年末休講期間のうち授業、入学試験等に支障を来さない期間とする。

2 宿泊施設は、互敬会館3階和室とする。

3 宿泊利用は、連泊の場合、原則として3泊までとする。

4 和室の使用時間は合宿開始日の午前9時から退出日の午後3時までとする。

5 寝具類は利用者で手配をする。

6 人数は、3名以上15名までとする。

(鍵の貸し出し)

第5条 学内合宿を許可された団体に対する和室の鍵の貸し出し・返却は、学生部カウンターにて行う。ただし、事務室が休業等で閉室の場合は、北門守衛所にて行う。

2 和室の鍵の管理は団体の責任者が厳重に取り扱わなければならない。部屋を離れる時は必ず施錠して置くものとする。

3 利用者は、鍵の複製をしてはならない。

(施設利用上の制限)

第6条 利用者は、騒音等で近隣に迷惑を及ぼさないように、十分注意しなければならない。

(他の規程との関係)

第7条 利用者は、互敬会館管理運営規程を厳守するものとする。

(内規の改正)

第8条 この内規の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この内規は、平成10年11月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年5月29日から施行する。

学習院女子大学互敬会館管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第45条第二号に規定する互敬会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 会館は、学習院女子大学（以下「本学」という。）関係者の厚生、相互の交流、親睦、研修、課外活動、自治活動等の場として利用することを目的とした集会施設とする。

(部屋)

第3条 前条の利用目的のために、会館内にメインホール、ティールーム、厨房、ラウンジ、教職員ホール、集会室、和室、スタジオ、草上会館、防音室、ロッカールーム等を設ける。

(管理)

第4条 会館は、本学学長（以下「学長」という。）が管理する。

(運営方針)

第5条 学長は、会館の運営に関して運営委員会に諮り、その方針を定める。

2 学長は、会館の運営方針について教授会の意見を聴くものとする。